

マイナンバーは 何に役立つのか、何が危険なのか

弁護士 水町雅子

弁護士 水町雅子

<https://www.miyauchi-law.com>
<https://www.mizu-machi.com>

メール→onesg@mizu-machi.com

- ◆ 東京大学教養学部関連社会科学卒業
- ◆ みずほ情報総研入社

ITシステム設計・開発・運用、事業企画等業務に従事

- ◆ 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻（法科大学院）修了
- ◆ 司法試験合格、法曹資格取得、第二東京弁護士会に弁護士登録
- ◆ 内閣官房社会保障改革担当室参事官補佐

マイナンバー制度立案（特にマイナンバー法立法作業、情報保護評価立案）に従事

- ◆ 個人情報保護委員会上席政策調査員

マイナンバー制度における個人情報保護業務（特にガイドライン、特定個人情報保護評価）に従事

- ◆ 首相官邸IT総合戦略本部「パーソナルデータに関する検討会」参考人

個人情報保護改正検討

- ◆ 宮内・水町IT法律事務所（旧、五番町法律事務所）共同設立、現在にいたる

その他、東京都港区・東京都足立区の情報公開・個人情報保護審査会委員、データ利活用推進会議委員、官公庁・自治体の技術審査委員、その他委員就任歴多数。

元SE（言語はPHP,Java,Perl,VB等）として、ITと法律の融合を目指す。

IT案件・情報案件（個人情報、医療データ、マイナンバー、アプリ、サービス、システム開発保守運用等々）を中心に扱う。



マイナンバーに関する誤解

- マイナンバーはツール
 - 監視・締め付けのイメージが強いが、給付政策のツールにも。徴税強化から給付政策まで活用範囲は幅広い。情報連携もツールであって、制度が目的。
 - 他例) 基礎年金番号がツールであって、年金制度が目的
 - ×マイナンバーが手段ではなく目的化していないか？
- マイナンバーカードとマイナンバーは違う
 - カードよりも番号そのもののの方が効果の源泉。
 - マイナンバーカードの場合は、マイナンバーを使わないことがそこそこある。
 - カードと番号では機能が違う。例) 社員証と社員番号、会員証と会員番号
 - ×有体物でないとイメージしづらいのかカードの議論ばかりになってしまう
- マイナンバーの効果
 - 本人特定
 - 情報検索・情報連携
 - ×検索・連携できる範囲は、システムや制度の作りによって変わるので、その縛りをどうするかが重要。
だが、ここがあまり理解されていない可能性あり。怖さの原因はここか？

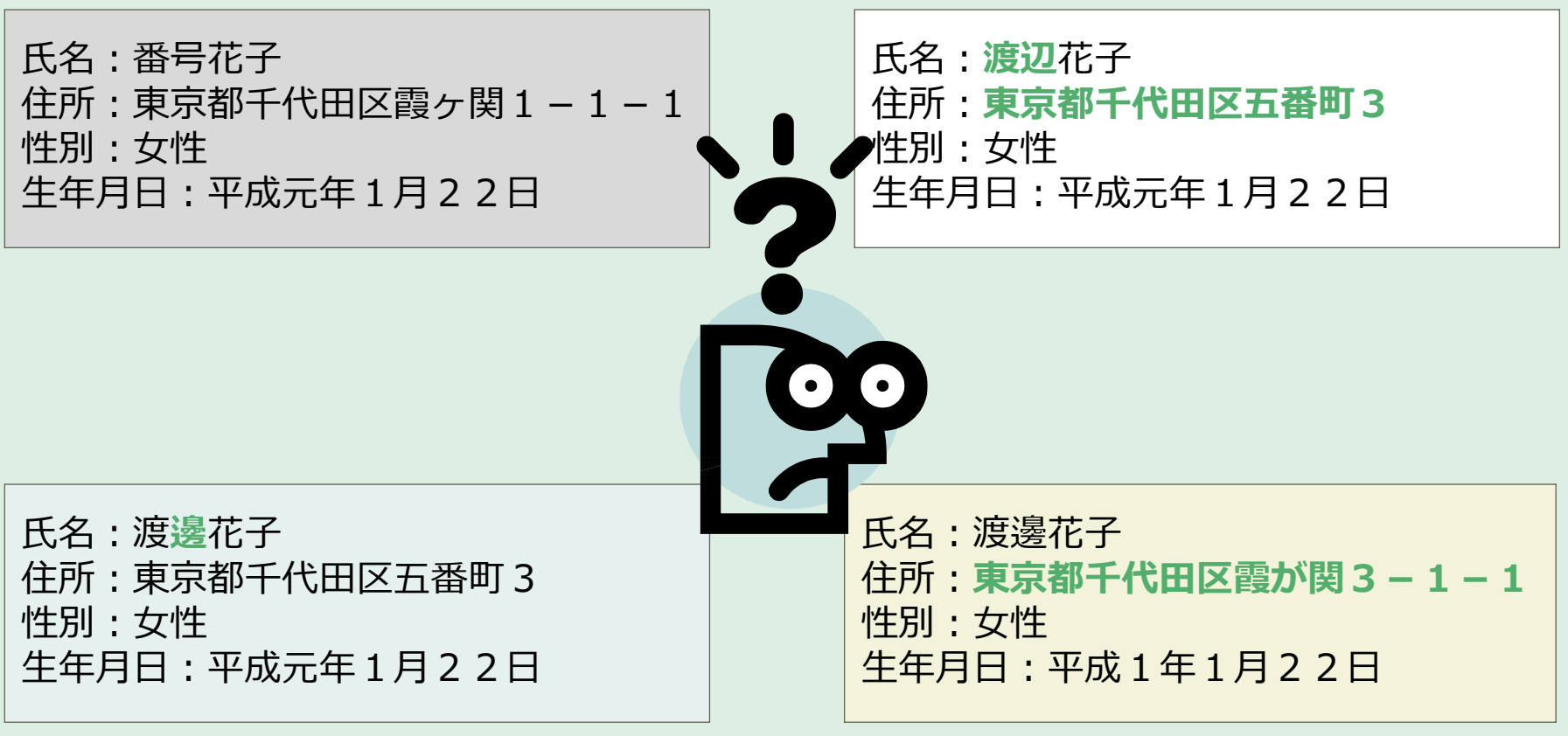


マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度の概要を振り返る

マイナンバーのような識別子がないと

◆ 転居、改姓、表記ゆれなどがあると、同一人物かどうかの確認に時間を要すること



氏名：番号花子
住所：東京都千代田区霞ヶ関 1 - 1 - 1
性別：女性
生年月日：平成元年 1 月 2 2 日

氏名：渡辺花子
住所：東京都千代田区五番町 3
性別：女性
生年月日：平成元年 1 月 2 2 日

氏名：渡邊花子
住所：東京都千代田区五番町 3
性別：女性
生年月日：平成元年 1 月 2 2 日

氏名：渡邊花子
住所：東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1
性別：女性
生年月日：平成 1 年 1 月 2 2 日

マイナンバーのような識別子があると

- ◆ 識別子が入ること、同一人物かどうかの確認が迅速・正確に
→ 情報の検索・管理・連携に効果的
- ◆ ID、会員番号、電話番号などもこのような識別子としての使われ方をされている

番号：1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

氏名：番号花子

住所：東京都千代田区霞ヶ関1-1-1

性別：女性

生年月日：平成元年1月22日

番号：1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

氏名：渡辺花子

住所：東京都千代田区五番町3

性別：女性

生年月日：平成元年1月22日



番号：1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

氏名：渡邊花子

住所：東京都千代田区五番町3

性別：女性

生年月日：平成元年1月22日

番号：1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

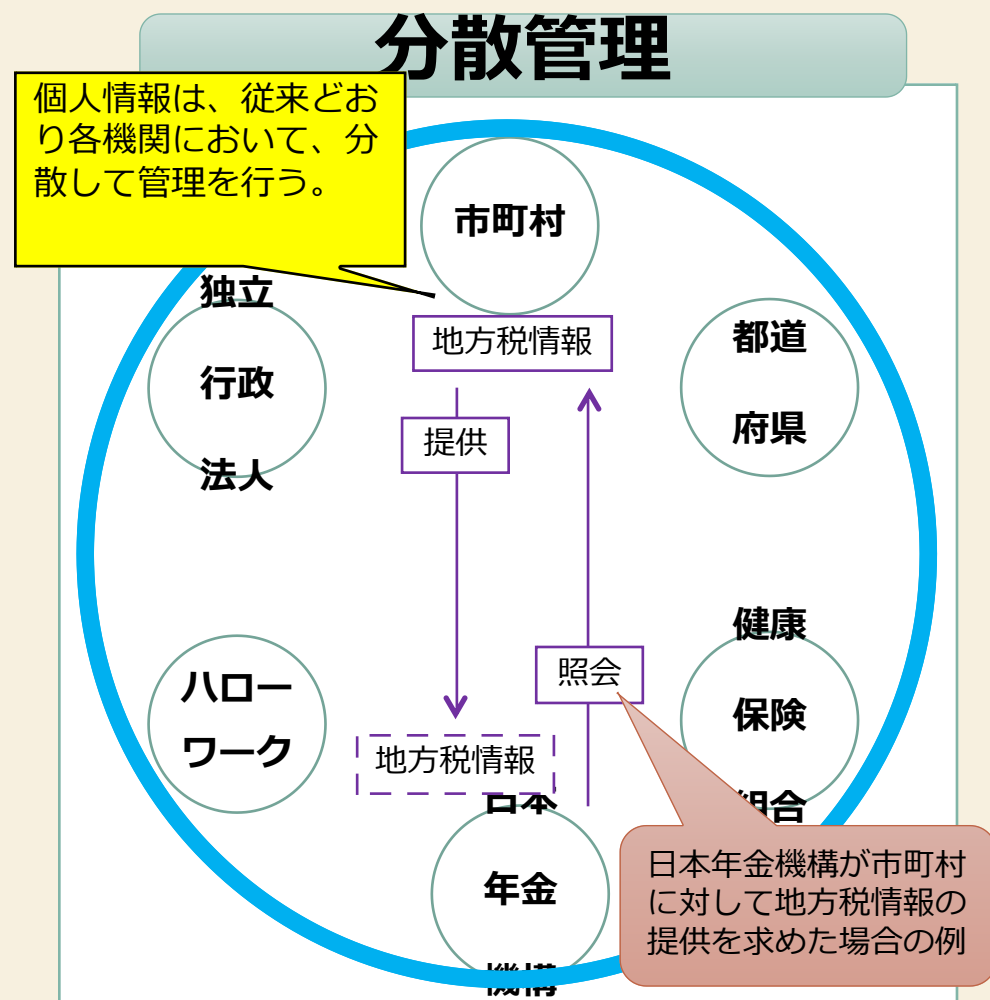
氏名：渡邊花子

住所：東京都千代田区霞が関3-1-1

性別：女性

生年月日：平成1年1月22日

個人情報を一元管理するものではない



※内閣官房作成
資料を基に作成

マイナンバーで何もかもがわかるわけではない



マイナンバー
012345678912
で検索！

ひと	わかること
公務員	これまで通りの個人情報しかわからない 税務署なら所得・経費情報など、自治体福祉課なら福祉情報など 公務員は自分の業務に必要な個人情報しか検索できない 業務外検索・のぞき見・漏えいは違法行為。懲戒対象行為。 マイナンバーのメリットは、氏名・住所等に異動があっても同一人物だとわかること
民間企業担当者	これまで通りの個人情報しかわからない 給与担当者なら給与・扶養家族の状況など
一般人	マイナンバーでネット検索して、相手の個人情報を入手することはできない 違法。第三者機関（個人情報保護委員会）が動く。

マイナンバーでやることを具体的に

・ 公営住宅業務でのマイナンバーの使い方

1. 入居の申込み

2. 収入把握

3. 家賃の減額免除

4. 家賃の徴収猶予

5. 敷金の管理

6. 敷金の減額免除

7. 敷金の徴収猶予

8. 同居者の追加等

9. 明渡請求

10. 明渡期限
の延長

11. 他の住宅
へのあっせん

12. 条例事項

- ・ 例えば、マイナンバー1番さんがA住宅に、マイナンバー5番さんがB住宅に、マイナンバー10番さんがA住宅に申し込みをしているなどの管理をします。
- ・ 今でも入居申し込み・選考が行われていますが、その際、氏名などが用いられています。
- ・ 氏名だと同姓同名者などもある可能性があるため、マイナンバーで同姓同名者の混同などをせずに、正確な管理を行います。

入手する情報を具体的に・・・

入居者が提出しなければならない添付書類（例）

所得の分かる書類
（源泉徴収票など）

納税証明書または
非課税証明書

戸籍謄本・住民票

婚姻予定で入居の
申込をする方は、
婚約証明書

生活保護受給
証明

障害者手帳の写し

在留カード、
パスポート、住民票
（外国籍の方のみ）



※ 黄色の添付書類は不要となる可能性

・ 公営住宅業務で外部から入手する情報（例）

地方税関係情報

住民票関係情報

障害者関係情報

戸籍関係情報

生活保護関係情報

マイナンバーからわかる情報範囲を制限する

- マイナンバーで何もかもがわかるわけではない
- マイナンバーを紐づけた情報以外、マイナンバーから検索できない
 - 所得額情報や保険資格情報はマイナンバーと紐づけているから検索・連携・表示できる
 - マイナンバーと紐づいていない入試の成績などは、マイナンバーから検索・表示できない
- しかし、マイナンバーと紐づけていれば、全ての情報がわかるわけでもない
 - 例) マイナ保険証から年金支給額はわからない
 - 何を検索・連携・表示できるかは、システムの作り方による



重要なのは、

- 何をマイナンバーと紐づけて良いかにかかる法的規制
 - 何を検索・表示できるシステムかというシステム機能
- ⇒紐づけ範囲を議論・監視する必要



マイナンバーの 効果と危険性

マイナンバーという識別子にどのような価値と危険性があるのか

マイナンバーは「識別子」

識別子

マイナンバー

免許証番号

保険証番号

住基コード

パスポート

学生番号

社員番号

弁護士登録番号

ID

お客様番号

価値

- Index、索引、検索キー等としての価値
- マイナンバーさえあれば、何でもわかるわけではない
- マイナンバーと情報をくっつけて管理しておくことで、マイナンバーで検索したり、マイナンバーで情報同士をさらにくっつけることができる
- 学生番号、社員番号、ネットサービスのIDなどと同じ識別子
 - 学生番号からあらゆる情報がわかるわけではない。紐づいている情報を検索・抽出・突合できる。
 - ネットのIDなども同様。

危険性

- **全国で重複なし：必ず一人の人を特定できる**
 - だからこそ、全国民を対象とするような行政サービスで長期にわたり情報管理を正確に行える（引っ越し・氏名変更があっても、必ず一人の人を特定できる）
- あらゆる組織で**共通の番号：様々な組織で共通して、一人の人を特定できる**
 - だからこそ、民間企業が誰にいくら支払ったかが税務署で特定でき、正確な所得把握に
- **強制発番：本人の意思によらず、嫌でも発番される**
 - 希望制だと、脱税者は発番を希望せず、正確な所得把握に資さない可能性。

同時にプライバシー権侵害の危険性

マイナンバーという識別子の危険性

原則生涯不変のため氏名やユーザID以上の悪用の危険性

(漏えいのおそれがあれば変更はできるが...)



「この人の情報を検索しよう！」
マイナンバーで検索？
氏名で検索？
ユーザIDで検索？

マイナンバーは、氏名やお客様番号、ユーザIDと同様の「識別子」

- 識別子の危険性 : **さまざまな情報を容易に紐づけられる**
- 例えば、氏名でWeb検索するとさまざまな情報が表示（仕事だけでなく趣味、噂話、**信ぴょう性不確かな情報までも**）
 - しかし、**氏名であれば、同姓同名も**いる。さらに同姓同名の有名人がいれば自分の情報は上位表示されない。いざとなれば改名も可能。
- 複数サイトで同じユーザIDを使っていると、複数サイトの行動をチェックされる可能性（炎上事例でユーザID検索によって複数サイトの過去投稿をさかのぼる等）
 - しかし、ユーザIDであれば、他人だと言い張ることも可能ではある（文体、写真、行動などから同一人物とわかる可能性も高いが）
- これらに対し、マイナンバーだと、**同一マイナンバーの人はいない！**もし、マイナンバーで検索できれば、確実にその人の情報が検索できる（信ぴょう性不明の情報であっても、対象人物はその人だと確定できる）
 - 悪用された場合、例えば過去に破産した人のリスト、詐欺被害にあった人のリストなどを作成でき、氏名に変更があっても対象者を追っかけることができる（但し、最新住所は自治体しかわからないが）

マイナンバーと個人情報を同じ規制にすると？

原則生涯不変のため氏名やユーザID以上の悪用の危険性

マイナンバーを個人情報と同じ規制にすると...

- 本人の同意のない外部提供が可能（オプトアウト、共同利用）
※要配慮個人情報相当の規制にしても共同利用は可
- ネット上などでその人のマイナンバーとその人の情報を本人の同意なく公表できるし、売却もできる
- さらに、マイナンバーをユーザIDにすれば、マイナンバーがわかれば、メール・メッセージ等を送信できる可能性（破産者に闇金から広告する、詐欺被害者に詐欺グループが接触する等）
- さまざまな情報を紐づけられるからこそマイナンバーで効率化できるが、悪用されると深刻な被害も



マイナンバー悪用防止の規制が必要

- 但し、**必要な場面で正しく活用できるようにしないと、マイナンバーの意味がない**
- 悪用を防止し正当な利活用を促進する規制が必要
- 「マイナンバーは秘密です」と法律に書いてあるわけではない。
- 使える範囲、紐づけられる範囲、外部提供できる範囲に制限をかけているのが法律。

マイナンバー法による主な保護

利用範囲の限定

- 利用範囲を逐一法定。
- 万能な検索キーとせず、マイナンバーの価値を下げ、悪用防止のための措置

目的外利用の制限

- 利用範囲を限定しても目的外利用できれば意味がないので、目的外利用を制限し悪用を防止

外部提供の制限

- 本人同意があっても、外部提供は規制される。
- 漏えいがなくても外部提供が頻繁になされると、マイナンバーが転々流通し、事実上あらゆる範囲でマイナンバーが悪用されるリスクもあり得る。
- 本人ですら法令の範囲内でしか外部提供できない法律に。これは、絶対的に必要な措置ではないが、趣旨は上記の通り、漏えいがなくとも、頻回の外部提供による転々流通を防止する趣旨。

安全管理措置

- 漏えい、不正利用、不正提供の防止措置を講じる。

個人情報保護委員会による監視・監督

- 違法行為が横行しないよう、監視・監督を行う。行政機関から独立した委員会で、行政機関や地方公共団体も監視・監督する。

マイナンバーは危険？活用すべき？ どちらなの？

- マイナンバーは危険？活用すべき？どちらなの？
 - 識別子として**悪用されるリスク**がある。**悪用防止のための厳しい保護措置**を法律で定めている。
 - しかし、**現状では、法律で制限されている以上に、厳しく運用し、マイナンバーを正当な範囲内でも活用できていない**
 - 法律を緩めるべきとの意見もある。「規制が緩まればマイナンバーが活用される」という意見も。
 - 現状、法律以上に厳しく運用されているのをまずは改める。
 - そしてどの規制が足かせになっているかを特定し、**不要な保護措置であれば制限緩和しても良いが、悪用防止のために必要な保護措置は必ず課さなければならない。**
 - 個人情報保護法と同じ規制にすると、前記のようなリスクがある。具体的にどの規制をどうすべきか考えずに、「規制を緩めろ」「マイナンバーカードを使え」「マイナンバーは危険」といっても、がちが明かない
- 原則生涯不変の番号があるからこそ、対象者が膨大な、長期間にわたる情報管理が正確化する
 - しかし、原則生涯不変の番号ゆえの悪用を防止する必要がある。
 - **正当な範囲で活用され、悪用を防止するための、現実にワークする制度が必要。**

マイナンバーの効果を発揮できるように、具体的な活用方法・遵守方法を周知

マイナンバーはあまり活用されていない

- 「無事に導入すること」「事故を起こさないこと」「マイナンバーカードの普及率を上げること」以外が、残念ながらあまり考えられていない
- マイナンバーを使える事務は多数に上るが、実際に使っていないことが多い
- 情報連携は一定程度行われている？（照会件数ではなく、何%の紙が電子照会/提供に置き換わったか、作業時間や所要コストの削減度合を公表しないといけない。電子に置き換わらない理由・課題（紙の方が楽など）を解決していく。自治体によって情報連携しているところとしていないところあり？）情報照会できる情報が2か月前の情報等のタイムラグもあるので、運用含め要検討。
- どの事務でどのように使えばどんな効果があるかを、具体的に示さないと、国でも地方でも使ってくれない
 - 税・社会保障・災害対策の既存3分野でまずは活用してもっと成果を出していく

マイナンバーの効果（メリット）を発揮できるように、具体的に事務の中での活用方法、そして具体的に守らなければならないルールを周知する

国では自治体の事務詳細がわからないので、必ず調査研究や丁寧なヒアリングを行った上で、マイナンバーが効果を発揮する重点業務を選定し、

「こうすればこんな効果が！」というガイドラインを具体的に作成し、活用実態をフォローアップ

マイナンバー活用方法の例

何度も同じことを聞かない・書かせない

- 自治体での書類書類などで、同じようなことを何度も書かせられることがある、自治体・学校への支払・振込時に口座を聞かれることがあるが...
- マイナンバーやシリアル番号を用いて入力を最小限にできる

私の情報をこの人に教えて

- マイナポータルを使えば、私のマイナンバーを指定した法人に教えられる機能
- マイナポータルを使えば、私の新住所・新氏名を指定した法人（銀行、クレカ等）に教えられる機能（一部実装済）
- マイナポータルを使えば、私が死亡したときに私の指定した法人（保険会社、クレカ、携帯キャリア、SNS、サブスク等）に教えられる機能

受け取れる給付やサービスをプッシュでお知らせ

- 所得額や家族の数など自治体が自分について把握している情報から、自分が受け取れる給付やサービスをプッシュ型でお知らせ
- 自治体では把握できていない情報があっても、マイナポータルで自己情報を入力しておくことで、自分が受け取れる給付やサービスをプッシュで受け取れる
- 自分が受け取れるか不明のものでも、興味のある給付やサービス情報のお知らせを受け取れる
- やりすぎると迷惑だしプライバシー権や自己決定権侵害に

マイナンバー活用方法の例

買占め防止

- マスク買占め、お米買占め、転売対策等
- マイナンバー又はシリアル番号で、誰がいくつ購入したかを管理できるため、上限を超えたら購入できないように制御可能
- その際、マイナンバー又はシリアル番号で家族構成なども把握するようにシステム制御できるため、大家族は〇個まで可などの対応もできる

行政の正確化・効率化

- 類似氏名・同姓同名者と人違いしてしまう行政事務にマイナンバーを使って正確化
- 紙でやりとりしている情報を、法律に基づく連携範囲内で、NWSを使って、正確化・効率化

2016年ごろからずっとマイナンバー活用例を私の方でも言っているが、マイナンバーカードと既存カードの一体化重視の政策で、既存カードの置換以外については、2024年現在もあまり検討・実装が進んでいない状況。

マイナンバーの効果を発揮できるように、具体的な活用方法・遵守方法を周知

マイナンバー活用方法

－ 識別子の価値の活用

- ・ 行政手続の中で**対象者特定や対象者データの検索・抽出が難しい場面**を挙げていき、その改善に活用。
- ・ 氏名・住所や宛名番号等でデータ管理がされていると、**対象者が複数候補**として挙がってしまい、結局職員が目で見えて対象者を一人ずつ特定しなければならない場合もあると思われるが、マイナンバーを活用すれば、対象者特定が正確・迅速化。

－ デジタル手続での活用

- ・ コロナ対策の特別定額給付金申請の際に、マイナポータル経由の場合は、**申請者本人が同一世帯の者として申請した者が正しいかどうか**を自治体側で確認する作業が発生したといわれている。**水町雅子（世帯主）が、同一世帯の者として水町雅夫、水町雅香の計3名で30万円**の特別定額給付金を申請した場合に、それが正しいかを自治体側で住基システムなどで検索して確認したといわれている。
- ・ 本来であれば、申請者だけでなく申請者と同一世帯の者のマイナンバー又は電子証明書のシリアル番号が分かれば、**システム上で自動的に同一世帯の者としての申請が正しいかどうかを確認することができた。**
- ・ これは**特別定額給付金だけの問題ではなく、対象者特定や、対象者に関するデータの検索・抽出全般に当てはまる。**マイナンバーを活用すれば、国民からしても、**何度も類似の情報を入力させられるといった煩雑な申請の手間を削減**でき、また公務員からしても**業務効率化・正確化・迅速化**を図ることができる。

－ 子供の支援等、同一自治体や他自治体間でのデータ連携での活用

- ・ **同一自治体や他自治体間でデータ連携が難しい**といった問題も、マイナンバーを活用すれば改善可能。
- ・ 例えば、子供の支援の観点からは、担当部局が首長部局でも教育委員会でも、必要なデータを正確に参照することが必要。
- ・ しかし、**親が結婚・離婚を繰り返して名字が変わったり、転居を繰り返して、支援が必要な子の情報が途絶えてしまう**こともありうる。
- ・ また、**教育委員会と首長部局とでデータ管理を別々に行っていて、宛名番号連携も行っていないと、それぞれが保有するデータを正確に参照することも難しい場合がある。**
- ・ この点、マイナンバーを活用すれば、同一自治体内、他自治体間かを問わず、必要なデータを正確に検索・抽出・参照等することが考えられる。



マイナンバーとカードは 別物

マイナンバーカードの効果とは

マイナンバーカードとマイナンバーは違う

- お客様カードがなくてもお客様番号は存在するし、役立つのと同じ
 - お客様番号/社員番号は、平たくいうと、「あなたは誰か」ということを示すコード。SNSへログインするためのIDも同じ。ユーザ識別子。住所・氏名に変更があっても一人の人を特定できる識別子としての価値は、マイナンバーカードではなくマイナンバーの価値
 - お客様カード/社員証は、社員番号が書いてあるだけではなくて、社員番号の範疇を超えて、いろいろと使うことができる。社員証をかざして社員食堂の支払いをしたり、タイムカード代わりになったり、プリンタにかざすことで印刷が可能になったり、重要な部屋に入る際の認証カードになったり、さらには会社とは別の場所でも身分証明書として使える場合も。
- マイナンバーカードがなくてもマイナンバー制度は成り立つ。
 - 識別子としての価値による本人特定・情報連携
- マイナンバーカードでは、マイナンバーを使っていない場合も多い。
- マイナンバーカードの価値は何か？

マイナンバーカードとマイナンバーは違う

用途	マイナンバーを使うか	利用例	メリット
①自分のマイナンバーを証明する手段	○	会社等にマイナンバーを届け出る際に、マイナンバーが正しい番号であることを証明する	脱税等の不正防止、なりすましの防止
②身分証明書	×	銀行の口座開設、自治体窓口での手続	無料で取得できる写真付の公的身分証明書、なりすましの防止
③デジタルでの本人確認	×	チケット購入、ネットオークション、オンラインバンキング、オンライントレード、ネットでの行政手続	なりすましの防止（ユーザIDとパスワードによるログインや会員カードからバーコードを読み取るよりも2要素認証でなりすましリスクが低い）、電子的処理が可能
④デジタル上での強い意思表示	×	書面でハンコを押す代わりに、電子署名を行う。電子契約や電子同意。	署名・押印と同じ法的効果を持つ
⑤かざすだけで様々な処理	○/×	マイナ保険証、入退館など。かざすことで私が誰かシステムに伝えられ、それをトリガーにシステムの処理が走る	紙に名前を書いたりキーパッド等で入力しなくて良い。

マイナンバーカード

- 健康保険証との一体化 2021年から開始
- 運転免許証との一体化 2025年3月24日から開始
- 在留カードとの一体化 2025年度

- ・ マイナンバーカードの利用範囲を拡大するよりも、マイナンバーが人々の役に立つようにすることが大事なのでは？
- ・ マイナンバーによって、これまでのお役所仕事を早く、サービス良く改善することが重要なのでは？
- ・ マイナンバーカードの拡大云々なら、そもそも今の時代、マイナンバーカードがあれば住民票不要とか、住民票を紙だけではなくデジタル化するとか、もっと抜本的なことを検討するべきでは？
- ・ 既存カードと統合する場合、券面はどうなるのか？
期限とかゴールドとか眼鏡着用とか券面に書いてくれるのか？
現状より、利便性が下がることは最低限避けたい。今より利便性を上げないと意味がない。
- ・ マイナ保険証が医療DXに役立つといわれることがあるが、マイナンバーは医療識別子に使わないのでは？複数病院の電子カルテ情報を正確に名寄せできるか。

マイナンバーカードの危険性

- マイナンバーの**識別子として危険性**と同様
(原則生涯不変のため、氏名・住所が変わっても同一人物を同定できる)
- それに加えて、**身分証明書の悪用リスク**があり得る
 - ただ、アナログ身分証明書機能としては、運転免許証を落とした時と同じリスク
(顔写真を偽造されて別人が口座開設等するリスクや、郵送請求での悪用等)
 - デジタル身分証明書機能としては、**マイナンバーカードでできることを別人に行われるリスク**
→パスワードを知られないようにする、紛失時に機能停止する
- マイナンバーカードで電子署名すると、ハンコを押しているのと同じ法的効果
 - よく読まずに電子署名するのは大変危険

マイナンバーカードの危険性

- 社員証や学生証を紛失しても、成績・年収がわからないように、
マイナンバーカードを紛失しても年収・生活保護受給歴等はわからない
 - 年収等の情報はカードには入っていない。自治体や国税庁のサーバに入っているため。
- **裏面のマイナンバーを見られても、
マイナンバーからいろいろな情報を検索することはあまりできない。**
 - ネットでマイナンバーを入力しても、何かわかるわけではない（万一わかれば違法。個人情報保護委員会が動く）
 - 自治体や国税庁等のサーバに侵入できれば、年収等を見られるが、そもそもサーバに侵入できるならマイナンバーがなくても大体すべての情報が見られるはず。
 - 自治体や国税庁等のサーバに適法にアクセスできる職員等も、そもそもマイナンバーを知らなくても、国民・住民の年収等、業務に必要な情報が見られる。
 - マイナポータルで所得額などがみられるので、マイナポータルにログインされるとリスク。すぐにカードを停止する。



まとめ

マイナンバーの効果

- 基本4情報（氏名・住所・生年月日・性別）より正確な本人特定
- 情報検索・情報連携

×検索・連携できる範囲は、システムや制度の作りによって変わるので、その縛りをどうするかが重要。

だが、ここがあまり理解されていない可能性あり。怖さの原因はここか？

マイナンバーからわかる情報＝マイナンバーと紐づける情報範囲の制限が重要

- マイナンバーを万能な検索キーにしてはならない。
- しかし、マイナンバーを紐づけた情報以外、マイナンバーから検索できないし、マイナンバーと紐づけた情報であってもシステムの作りによっても検索・連携・表示制限が可能
- ①②を議論し監視する
 - ①何をマイナンバーと紐づけて良いかにかかる法的規制
 - ②何を検索・連携・表示できるシステムかというシステム機能

マイナンバーカードとマイナンバーは違う

- 分けて考える。特にマイナンバーカードでは、マイナンバーを使うのか使わないのか。
- なりすまし防止効果：番号証明機能、本人確認機能
- DX効果：デジタル上での強い意思表示機能（電子契約・同意）、かざすだけで様々な処理機能

マイナンバーカードのリスク対策

- パスワードを知られないようにする
- 紛失時に機能停止する
- 電子署名時にはよく読んで署名してよい内容か考える